

	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	デンマーク
訴訟構造	職権主義	職権主義	当事者主義	当事者主義「的」	当事者主義
公判手続開始前	捜査 起訴 公判開始決定手続	(予備捜査) 予審(二審制)	予備捜査 予備審理	捜査	捜査
捜査側資料の所在	起訴後、公判担当裁判所へ	予審段階では予審裁判所。予審裁判所の付公判決定後、公判担当裁判所へ	予備審理段階では、予備捜査担当裁判官の書記局(416)。公判開始命令後、「弁論のための記録簿」は公判担当裁判所へ(432)。「検察官の記録簿」は検察官へ(433)。各記録簿については備考欄参照	起訴と同時に、又はできるだけ早い時期に、検察官が証拠として援用しようとする証拠書類・捜査記録・証拠物は公判担当裁判所へ。(45章7条)	起訴後、公判担当裁判所へ
準備手続の担当	公判担当裁判所	公判担当裁判所	公判担当裁判所	公判担当裁判所	(不明)
裁判官の数	1(地裁大刑事部では裁判長)	1(裁判長)	1(裁判長)	地裁では1。(高裁は不明)	(不明)
公開の有無	なし	なし	なし	なし	(不明)
被告人在廷の有無	なし	なし	なし	なし	(不明)
陪・参審員の関与	なし	なし	なし	なし	(不明)
被告人の争点明示義務の有無	特になし	特になし	特になし	裁判所が、起訴に対する見解及びその根拠に対する説明命令(45章8条3)を出すことがある。命令が出ることはまれだが、大規模事件では適宜利用されている。被告人が説明命令に応じる義務はない。	(不明)
裁判官は事前に捜査資料を見るか	裁判長は見る。地裁大刑事部の場合、主任裁判官も見る。	裁判長は見る。	(不明)	見ていることも多い。	陪審事件では読む。参審事件では読まない(参審員と同様の状態で公判に臨むため)。
証拠開示のタイミング	起訴後すぐ裁判所で閲覧可	予審段階、公判段階で閲覧可。	予備審理段階、公判開始命令後、にそれぞれ閲覧権あり。	捜査中から適宜開示され、捜査終了後から全面開示。	捜査中から適宜開示され、起訴後から全面開示。
起訴後の証拠開示手続の流れ	・弁護人は、裁判所に送付された資料を閲覧・謄写可。(147)	・弁護人は、一切の訴訟記録を閲覧可。(278) ・被告人には、当該犯罪を証明する調書類、証人の供述調書及び鑑定書の写しが無償交付(279)。 ・被告人・弁護人は、自己費用をもって、一切の訴訟記録写しの交付を受けられる(280)。	・公判開示命令後、「検察官の記録簿」等は検察官の事務局で(433)、「弁論のための記録簿」は裁判所書記局で(466)、閲覧謄写可。 ・公判開始命令後の補充捜査資料についても弁護人に閲覧謄写権あり(430)。	・起訴後は、被告人・弁護人の請求により、捜査記録又は覚え書きの写しを受領可。(23章21条4) ・警察留まりになっている証拠については、弁護人から検察官に対して指摘し、開示される。	起訴後、弁護人は、原則として全ての証拠書類の開示を受ける権利あり。
証拠開示の範囲(原則と例外)	原則すべての資料。 ・例外として、組織犯罪の捜査において、保護の必要性が強い匿名協力者等からの情報提供に関する記録。裁判所に提出しないことがあるが、公判手続での利用はできないし、弁護人がその存在に気づいて開示を求めた場合には、憲法裁判所での判断を仰ぐことになる。	一切の訴訟記録(278)。	原則すべての資料 ・予備審理段階でも、捜査記録()が開示(416)される。 罪の通報、遂げた捜査に関連する書類(司法警察に作成義務ある活動記録含む。357)、予備捜査担当裁判官の面前で行われた行為の調書を含む記録一式(416)	原則すべての資料。 ・司法警察は、すべてのアクションを記録化し、すべての書類を保管しなければならないが、検察官に送付する資料は、警察が事件に「関連性を有する」と考えるものに限定されている。そのため、警察の判断により、開示に至らない証拠が生じることがある。その場合には、弁護人から検察官に開示を求め、検察官が警察に提出させる。	原則すべての資料。 ・例外として、資料の開示により国家の安全が危機に陥る場合。 ・共犯間の供述が食い違う場合、被告人に対する開示保留命令()が出されることがある。 弁護人には開示されるが、被告人への開示を禁ずる命令。被告人が公判廷で供述するまで効力がある。
開示範囲と被告人の争点提示との関係の有無	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
捜査側の姿勢の背景理念	検察官は単なる当事者ではなく、公益の代表者として被疑者に有利な証拠も収集する義務を負う。捜査段階で弁護人から種々の指摘を受けた場合には、事案の解明に関連性を有すると考える限り、その指摘を尊重して証拠収集や処分決定を行う。	予審判事は、真実の発見のために有用と見做す一切の予審処分を行う(81条)。予審被告人に不利な事実だけではなく、有利な面についても真実を解明する義務を負う。	検察官は、公訴の提起に関する決定に必要な捜査を達成するために必要なすべての活動を行い、また、捜査対象者に有利な事実及び状況も検分する。(358,326)	捜査は、被疑者に不利な事情だけでなく、被疑者に有利な事情も考慮されなければならない。その被疑者に有利な事情は保全されなければならないといった捜査における客観性の原則(23章4条)。	検察機構は、被疑者の無罪を示すすべての状況についても調査する義務がある(デンマーク訴訟法711参照)。その趣旨は、警察による捜査にも妥当する。
捜査段階での証拠閲覧権の有無	・請求権あり。但し、捜査最終前で閲覧が捜査の目的を危うくするおそれがあるときには、検察官は、全部又は一部の閲覧を拒絶できる。(147) ・とはいえ、被疑者勾留後10又は20日以前に認められることはない。開示時期も請求から数週間後程度。	・弁護人は、すべての予審記録を閲覧することができる。	・いくつかの捜査()につき、弁護人立会権あり。これらについては、その調書が3日以内に検察官の事務局に寄託され、弁護人はその後5日以内にこれを閲覧謄写できる。(366) 被疑者(捜査対象者)の尋問・検証・対質(364)、捜索・押収・検分(352-354,360,365)。	・捜査中は、「捜査の支障にならない範囲で」開示。捜査終了後は被疑者・弁護人とも、全記録の閲覧可。	・捜査段階でも権利あり。(捜査の行われたその日その日に開示) ・但し、開示保留命令()が出されることがある。 弁護人には開示されるが、被告人への開示を禁ずる命令。被告人が公判廷で供述するまで効力がある。
備考	・起訴前証拠閲覧請求は憲法裁判所の姿勢(特に身柄拘束事件では原則として遅滞なく開示すべき)が示されてから、開示が多くなった。デュッセルドルフ・フランクフルトでは組織犯罪・贈収賄を除き、捜索や身柄拘束等の強制捜査を予定していない限り開示に応じる。組織犯罪等でも、主要な被疑者が勾留されれば開示を拒否しない。ただし、重要証人取調未了の場合は弁護側が待つこともある。	・予審段階で争点は整理され、捜査手続の違法等の問題も解決(重罪院送致決定後は手続の違法性主張不可)。 ・なお、上記の記事は、重罪に関するものである。	・「弁論のための記録簿」:再現不能の捜査行為の調書、証拠保全の記録、証拠物など(431) ・「検察官の記録簿」:431条規定以外の捜査資料及び予備審理の記録、補充捜査の記録のうち弁論担当裁判官に対する請求に利用し、その請求が認容されたもの。(433)	・例えば、家宅捜索の結果何も発見できなかったという捜査調書についても、関連性ある証拠として、裁判所ないし弁護人に交付される証拠に含まれる。関連性ないとして開示されない証拠の割合はかなり低いものと思われる。	・証人の尋問、被疑者の尋問、技術的な証明、指紋検査、電話の盗聴に関するもの、盗聴に使った機器に関する記録等、その後に行われる裁判に使用されるものはすべて開示が必要。 ・事件と無関係と警察が判断しても、それが被疑者・被告人に有利になるものだとと思われる場合は、開示が必要。

:各欄の()内の数字は、それぞれの刑事訴訟法(手続法)の条文番号を指す。

参考文献

- ドイツ:「陪審・参審制度 ドイツ編」(最高裁判所事務総局,2000年)、「ドイツ刑事訴訟法典」法務省大臣官房司法法制部編(法曹会,2001年)
- フランス:「陪審・参審制度 フランス編」(最高裁判所事務総局,2000年)、「フランス刑事訴訟法典」法務大臣官房司法法制調査部編(法曹会,1999年)
- イタリア:「イタリア刑事訴訟法典」法務大臣官房司法法制調査部編(法曹会,1998年)
- スウェーデン:「陪審・参審制度 スウェーデン編」(最高裁判所事務総局,2001年)
- デンマーク:「デンマークの刑事裁判と陪審制・参審制」松澤伸(立教法学55号309p~,2000年)
「デンマークの陪審制・参審制—なぜ併存しているのか」日弁連司法改革推進センターほか編(現代人文社,1998年)